

す。それも総計いたしますと、先ほど御説明申し上げましたように総体的には減っておりますので、大体起債でまかなう事業の手当をすればいい、こういうことに考えておる次第であります。

○北山委員 この点については、なおそのこまかい表をいただいてからまたお伺いしたいと思います。

次に地方税法の問題でありますが、大臣の御説明によると、今度の改正については、すでに今までの改正によって大体地方税制も安定した、だからその技術的な部分だけの改正である、こういうお話でございます。ですから今までの改正でもって大体基本的な部分は済んで安定しておる、残った小さい部分だけを改正すればよろしいという趣旨のたしか提案理由の御説明であつたわけでありまして、しかし私どもからいへば、住民税の問題、それから固定資産の問題というようにたくさん問題があるわけでありまして。あるいは国民健康保険税の問題で、たとえば最初に申し上げました住民税の課税方式として幾つかの方式があるものであります。政府としては第一方式が標準方式であるというのを認めながら、しかも現実には第二方式あるいは第三方式のただし書きというふうなものがある。そこでこの前その資料をお願いしたわけでありまして、この実情がどうなつておりますか。また第二方式なり、あるいはそのただし書きによる、いわゆる住民税を大幅に増税をしておる現状が一体正しいものと政府は考えておるか、この二点について一つ、安定したと言われま

すから、私はお伺いするのですが、私は安定してないと思う。住民税の取り方が幾つかあつて、それが非常に増税をして、地方ではいろいろ問題を起しておる。だからこれは何とか改善をしなければならぬ大きな問題だろうと思ふのですが、その点についてはどのようにお考えになつておられますか。

○川島国務大臣 ただいま御審議を願つております地方税法の改正の一番大きいと考えておる点は、個人事業税の控除額を三十九年度十万円、四十年度から十二万円にするという点であります。もう一つ固定資産税の標準のきめ方でありまして、今までは年一回きめておつたのを、大体三カ年間据え置こう、こういう点なのであります。今北山さんのお尋ねの市町村民税の課税の方式につきましては、一応政府委員から御説明申し上げます。

○奥野政府委員 資料として提出するつもりで、今ガリ版に付しておりましたので、二、三日のうちにはお届けできると思いますが、しかし今ここで数字を申し上げますと、市町村を通じて第一方式によつて市町村民税の所得割を課しております団体数が九・九%、第二方式によつて課しております市町村が八・五%、このうちで本文によつておりますものが五%で、ただし書きによつておりますものが一・五%であります。第三方式によつております市町村が三・六%で、そのうち本文によつておりますものが〇・六%、ただし書きによつておりますものが三・〇%ということになっております。

○北山委員 そういう状態になつていておるか。従来いろいろ表明されておるから、やはり第一方式が標準であるから、大多数の市町村でその第一方式を採用するのが正しい行き方である、だからこれが標準の方式として好ましいものというふうに、たしか自治庁としては言われておるわけでありまして。また交付税等の算定についても、そういうふうな考慮が払われておるはずであります。現状でいいのか、現状を直さなければならぬのか、それについてのお考えを聞きたいのであります。

○奥野政府委員 現行税制の上で、どれを標準的なものと考えておるかという点につきましては、必ずしも明文の規定を置いておるわけじゃない、こゝろ考えておるわけでありまして。第二方式、第三方式につきましては、標準税率の規定を設けること自体がただし書きのただし書きの問題でございます。またそれが適当でないからこそ、最高限度を規定するにとどめておるんだというふうに、われわれは理解いたしてゐるわけでありまして。やはり市町村の実情に應じて、所得割の課税方式をどうするかという点については、幅を持たせた方が市町村民税として住民の納得のいく課税ができるんじゃないだろうか、こういう考え方をいたしてゐるわけでありまして。なるだけ画一的でない方がいい。ただし書きながら現状におきまして、第一方式をとつております市町村の住民の負担と、第二方式の特にただし書きの規定によつております市町村の住民負担との間に、かなり大きな幅がございます。もちろんその幅のあり方も、大同小異のところもありまゝでございます。あまり大きく開いておること、これは私も好ま

しいことだと思つておりません。ただ問題は、市町村に保障しております最小限度の財源の額が必ずしも十分じゃございませんので、ある程度仕事をしたい場合には思い切つて増税をせざるを得ない、こういう事態に追い込まれておるのではないかと思ひます。

課税方式が悪いのではないのであつて、市町村に与えられておる財源が十分来てないんじゃないか、こういう議論になつてくるんじゃないかという考え方をいたしておるわけでありまして。

○北山委員 そういたしますと、第一方式でも第二方式でもどちらでもよろしい、それだけ地方では増税をする道を与えておるのだから、それは地方団体が勝手にやればよろしい、こういうふうなお考えのようであります。しかしこれは従来の自治庁としてのいろいろな機会に示された考え方と相反するものではないか。というのは、やはりこの第一方式は所得税額を基準としたものである。一応これも問題はありますが、所得額の決定が正しい、いろいろな考慮が払われた結果出てきたものが、所得税額を基準にした方式である。ところが第二方式、あるいは第二方式のただし書きは所得税額から基礎控除だけを取つて、あとの勤労控除とか扶養控除というものは取らないのでありますから、単なる税収問題ばかりでなく、所得税にとられておるような諸原則がそこではとられておらない。従つて住民税としてはやはり非常に不公平な悪税の形態を示してくる、こういうことを言わざるを得ないのであります。そういうものがあるが、どうもふえてきて

しつかえない、税務部長はそのようにお考えですか。

○奥野政府委員 御承知のように、第一方式によります場合には、所得税額を課税標準とするわけでありまして、所得課税についてとられております国の方式にそのまま乗つていかなければなりません。しかしながら市町村の実情によりましては、そのまま乗つた場合には住民の負担均衡の上に悪い影響を与える場合もあるものであります。例をあげて申しますと、たとえば配当所得が非常に大きい人があつたといふことです。その人の所得額から配当所得の二五%が控除されておられます。その所得税額を課税標準にして市町村民税の所得割を課していきますと、その人の生活状況から見れば、非常に低い金額になつてしまふのであります。こういう場合にはそれを排除できるようにした方が、市町村の住民の負担感情にはマッチしていきうのではないかと、こういう考え方をしております。課税所得金額というものを課税標準にした方が望ましいのであります。その結果、御指摘になりましたように、扶養控除もしない、非常に非社会的な課税に陥るのではないかと、こういう議論が出てくるわけでありまして。こういう問題につきましては、私どもは扶養控除につきましても税額控除等の方法をとつて、いわゆる不均一課税をしていけばいいのではないかと、こういう指導をしてゐるわけでありま

す。その場合においても、やはり社会政策的な考慮ができるような課税方法を考へていくべきだ、かように考えておるわけでありまして。

○北山委員 しかし実情は、第一方式の方が不公平だから、第二方式で調整するとうような考え方、市町村が第二方式をとっておるのではなく、何とかして税収を上げた、これだけの気持で市町村が第二方式、あるいはただし書きの方式をとっておるわけであります。従つてその結果は、第一方式よりも、おそらく一般的に言えば、課税としては非常に悪い形になつておる。それはおそろく奥野さんもよく知つておるはずなんです。しかしこれは当然取るべき勤労控除あるいは扶養控除を取つておらない、そういうものが多いのでありますから、所得税よりも、一般的に考えるならば、悪い形になり、その結果がやはり税負担を不公平な形で増税をしておる。これは認めなければならぬと思うのです。が、どうでしょう。それでももしもあなたのお考えのように、第二方式ならば、税務署の決定によらずともいいのであるから、いかなる累進税率を適用してもいいのであるかという、そうではない。やはり一つの非常に巧みな第二方式の標準の税率があつて、そうして下の方に重くなるようにちゃんと地方税法ができてゐる。第二方式を適用するという動機は、単にその市町村がやむを得ず増収をはかる。その結果はやはり税の性格からいへば、悪い方向に行つてゐる。これだけは認めなければならぬと思うのですが、奥野さんはどのようにお考えですか。

○奥野政府委員 私の申し上げておりますのは、北山さんのおっしゃつておることを否定して申し上げておるのじゃございません。大体実態はそういうものだらうと思ひます。ただそういう実態は、結局市町村に課税方式についていろいろな道を選択してゐる。これが悪いというわけじゃないから、こゝう申し上げておるわけでありませう。問題は市町村の財源が十分じゃない。どこの市町村にも一定の財源は保障されておる。これが十分じゃないもんだから、増税のできる方向へ走つていくのだらう。しかしそうだからといって、いゝんな方法を認めてゐるのを、これを制限するのは市町村の実態に合わないんじゃないだらうか、かように申し上げてゐるのであります。

○北山委員 これはいつまで議論しても始まらぬですが、結局大きく言へば地方の財政に自主性というものがなくて、そして経費には財源が足りない。従つてやむを得ず増税をするというこゝとなるのですが、その道を住民税の第二方式あるいはただし書きの方式で道をあけてある。その道は非常にいい道ではなくて、悪い道だということだ。これは認めていいのじゃないかと思ひますが、そうすれば少くとも私が申し上げたいのは、現在の地方税制というものはやはりそういうふうな住民税の取り方から見ましても、決して安定したものではない。今後改善をしなければならぬ点はその点においても大きくあるわけだ。ところがこの提案理由によると、「地方税制は一応の安定を得たものと認められますので、現政府としまして、現行地方税制についてさらに大幅の修正を加へる」とは考へてゐないのではありませんか。こゝういふお言葉なんです。私はこの点は非常に間違つておるんじゃないかと思ひますのでお伺いをしてゐる。一つの例として私は住民税の例を申し上げてゐるのであるが、川島大臣はどのようにお考えでありますか。今の地方税法の制度は大体においてよろしい、こゝうお考えになつてゐますか。

○川島國務大臣 方式をいろいろに地方税法で決定してありますことは、市町村の実情に合つておるものであります。課税方式を今根本的に改正する考へはありませぬ、そういう研究もいたしておらないのであります。が、北山さんのような御懸念もあらうかと思ひますので、これは地方を指導する形によつて、なるべく負担の不公平が起らないようにいたしたい、かように考へておる次第であります。

○北山委員 なお住民税の課税方式については財政部長からお伺ひしておきますが、やはりこれは交付税の算定上、基準財政収入の算定に關係のある問題であります。従つて財政部としてはやはり理論的に言へば第一方式を採用するということをお前提にして、地方団体の標準収入というものを算定の基礎にする、こゝういふやり方が正しいと思うのですが、財政部長さんはどういふふうにお考えですか。

○後藤政府委員 交付税の計算の場合に第一方式を中心に考へる。これは従来そういう第一方式を中心の考へ方をいたして参つたのであります。漸次第二方式が多くなつて参りましたが、第一方式で参りますと非常に不合理な結果が出て参ります。これは第一方式で百パーセント徴収するということにいたしました。なおかつ現実の税の徴収額と違つたものになつて参ります。交付税が一定の額でありますので、その關係でその差額は全地方団体がかぶる、こゝういふことに昨年の場合にはなつてきたのであります。私ももといたしましては第一方式を中心に考へております。交付税の基準財政収入額の算定に持つていきたい、かように考へておるものであります。それを今すぐやるか一年か二年かおいてやるかということまで考へておるものであります。さしたつて本年は第一方式の従来の考へ方であるつもりでありますが、近い将来にはそうではなくて、やはり第二方式の実情に沿つた方式でも考へていく必要がありはしないか、かように考へて検討いたしておる次第であります。

○北山委員 税法上こゝういふ悪い道をあけておりますので、結局地方の実情が悪い方向に向つていく。悪い方向に向つていってゐる現実にはまた財政部としてはついていく。これが今のお話しの筋だろふと思うのです。少くとも市町村の主要な税種であるところの住民税について、市町村間の課税の方式がむやみに違ふ。ただ少し税率が違ふといふことなら、その市町村の一つの方針として仕事をするために住民税をよけい取る、こゝういふことで税率として上げるならばまだわかる。ところがその取り方でも違ふのであります。それから、同じ条件の人が税率によらないで市町村ごとに負担がまるで大違ひに違ふといふ、非常に矛盾した現実が出てきたわけなんです。こゝういふ点は私は今後大いに改善をしなければならぬ地方税法の重大な欠陥である、こゝういふふうに考へておられますので、一つ税制が安定したといふようなことを言わないうで、もつとこの点については研究を願ふと同時に、また財政部の方も現実の方にどんなふうについていく、妥協していくといふ方向にはなくして、やはりその正しい方向に税制を改正するようになつていきたいと思います。

それから次に今度は損害保険会社について、事業税の取り方が保険料を基準とするような徴税のやり方になつたわけでありませうが、それによつてどういふふうな違ひが現実に出てくるのか、今までのような事業税の取り方と、今回損害保険会社について新しく取られる方式とは、どういふふうな違ひが出るか。相当増収になるのではないかと考へますがどういふふうになりますか。

○奥野政府委員 本年度で三千二百万円、平年度で六千七百万円の、損害保険事業については増収になるわけでありませう。

○北山委員 これはただ今のような最終の数字だけではない、もう少し細かい算定資料をいただきたいのです。同時に生命保険会社についてもこれが実施をいたしておりますから、それについても一つ資料をいただきたいのであります。

それから固定資産税についてこの前資料をお願いしたのでありますが、この参考資料の中にあるとお話しておりました。ただここに書いてあるものは、固定資産の標準の基準価額だけが書いておる。たとえば田、畑、それがどういふふうな算定方式でもつて、そういうふうな数字が出ておるか、その説明が出ておらないのであります。

が、それはあとでお出しになることはできますか。

○奥野政府委員 北山さんのおっしゃってられる資料は、田の評価を収益還元方式でやったのだから、その収益還元方式でやった場合の計算の基礎を資料として出せ、そういう御注文でしたら、そういうものを一両日のうちに提出するようにいたします。

それから外形課税の問題ですが、生命保険事業につきましては御指摘のように、昨年の改正で外形課税を取るようになされたわけであります。外形課税を取りませんと、生命保険事業はほとんど納めないものであります。その結果一億七千六百万円を納めることになりまして、それから損害保険事業につきまして、今正確なデータを持っていないのであります。たしか一億円内外しか納めないのが、先ほど申しましたように六千七百万円に上り、納めるようになる、こういうことになるわけでありまして。

○北山委員 それでは今の固定資産の農地についての収益還元方式による算定資料、これを一つお願いしておきますが、ここでおわかりになるならば、その算定の基準になる、たとえば収益をどのくらいに見ておるか、あるいは利子をどのくらいに見ておるか、そういうような基礎になる数字を一つお話し願いたい。それでその資料というものは、たとえば生産費の調査というものは何によって調査したのであるか、何を基礎にしたのであるか、そういうことをお伺いしたい。

○奥野政府委員 計数は大抵農林省の統計調査部からいただいております。

今おっしゃってあります反当平均価格を収益還元で出した場合の数字が、昭和二十七年で六万一千四百九十七円、昭和二十八年四万三千八百五十五円、昭和二十九年七万八千八百八十八円になるわけでありまして、この三年の平均をとって見たわけでありまして、ただ昭和二十九年につきましては、当初はたしか昨年の十月でありまして、農林省の推定で出しました生産指数がその後落ちております。当初はその推定の数字を使いましたので、八万二千九百九十二円と

いうことになっております。この三つを平均いたしますと六万二千七百六十八円であり、結果的には二十九年の数字が落ちておりますから、五万八千七百十円でありまして、推定の数字を基礎にして計算していきまると、五割六分余り今までの平均価格を引き上げなければならぬようにになって、あまりにも急激な上昇率になるのでありますから、その二分の一を使いまして、二割八分程度の引き上げをはかったわけでありまして。

○北山委員 実際農地については非常に問題があるのであります。何しろ昭和二十五年以来、昭和二十五年の標準は一万五千六百三十五円ですが、それが二十八年には二万二千六百六十四円、二十九年には二万八千四百四十七円、今度は三万五千円というように、年々どんどん田の評価が変ってきておる。それだけ農民の収益がぐんぐん上ったというようなことは、いろいろ議論のあるところだと思ひますが、これはさらにその資料をいただいているところを檢討してみたいと思ひます。ただ農林省の統計調査部の資料といたしましたが、それはいつ現在の、あるいは外部に発表された正式な資料であるか、その資料を一つ正確なところをお伺いしたい。

○奥野政府委員 反当米収量などにつきましては、もちろん農林省の統計調査部で正式に発表されている数字であります。反当費用につきましては、生産農家を特別に引き抜いて調査してある数字がございまして、この数字をとってきただけであります。公けに発表を差し控えられている部分もあると思ひますが、農林省とは打ち合せをして、その結果固まつた数字を使っております。

○北山委員 それでは一つその数字をお示し願つた上でその問題は伺ひします。

それから国民健康保険税であります。この国民健康保険税というものは、今までの委員会でも十分論議されたことはございせん。ところが実際に地方の住民としては、これは非常に負担になっている。住民税よりも国民健康保険税の方が多いという場合が相当あるわけでありまして、ところがこの保険税のきめ方が、力のない所得の少ない方に重く、傾斜がなだらかになつて来ておりますので、そこで住民に対しては大きな負担になっているのです。が、国民健康保険税というものの状況について一つお話を願ひたい。これは目的税とあつて、この中でもほとんど問題になつておりませんが、実際のところの金額が徴収されているかというようなことは、あるいは負担の關係がどうなつてくるかというようなことについて、資料がございましてお知らせを願ひたい。

○奥野政府委員 御承知のように、従来は国民健康保険事業に要します費用を、保険料という形で徴収しておつたわけでありまして、どうも徴収率がよくないもので、税という形に切りかえてもらいたい、こういうような厚生省の要望がございまして、それ以来国民健康保険税というものを地方税法の中に法定するようになされたわけでありまして、その場合におきましても保険料の形で徴収するか、あるいは保険税の形で徴収するかという問題は、それぞれ国民健康保険組合の選択にゆだねておつたわけでありまして、漸次保険料の形から税の形に切りかえられつつあるように私たちが承知しております。年額で徴収されております額が、たしか六十数億円に上つて参つてきていると思ひます。保険料時代よりも徴収成績もかなりよくなつてきているようでありまして、この国民健康保険税をどのような税の形にするかということにつきましては、いろいろ議論のあるところであらうと思ひます。ただ保険料から税に切りかえるに当りまして、税に切りかえた場合に大きく課税方式を変えたいという考へ方はよろしくございせんので、ある程度応能的な色彩は強めようという考へ方を入れた程度にとどまつてゐるわけでありまして、市町村単位で相互に負担を合ひながら、国民健康保険事業を維持していくという立場に立っているわけでありまして、ある程度受益者負担といひましようか、そういう考へ方を入れています。また、仰せになりますように、最高課税限度額という考へ方も法定しているわけでありまして、応能課税一本の考へ方ではございせんので、そこに応能負担という考へ方を

方を入れておりますために、最高限度額も法定する、こういう考へ方をしております。

○北山委員 国民健康保険税の徴収率がいまいちな話でしたが、実際はそれほどいいとは思ひませんが、それはどうも、実際にどのくらいの率になつておりますか、それから最高限度が年額三万円というふうになつてゐるはずであります。これは各市町村においても最高限度が低いということで問題になる点であります。これを引き上げること考へはないか。

それからもう一つは、これは財政とも関連いたしますが、たしかこの税は、その健康保険事業の医療給付、療養給付額の七〇％ぐらいを税で取るということになつております。そうするとあとの不足分については、やはり補助金なり一般会計からの繰り入れ、こういうものによつて、これをやつておる市町村においては補充していかねればならぬ。これが非常に苦しい状態になつておると思ひますが、この国民健康保険の特別会計に対して、一般会計から繰り出してゐる繰出金というものが一体どのような状況になつておるか、これは財政部の方でおわかりになつておると思ひますので、一つ伺ひをしたいと思います。

○後藤政府委員 健康保険の特別会計に繰り出してゐる額というものは、私はつきりわからないのであります。そのわかりません理由は、奨励金の形で出ておりますものと繰出金という格好で出ておりますものとありまして、市町村の決算を見ましても必ずしもよくわかりません。しかし私どもは大体二十数億ではないか、かように考へて

おります。この数字は国民健康保険協会の方々も、二十数億ではないかというようなことをおっしゃっていったようでありまして、大体間違いない数字だらうと思ひます。

○奥野政府委員 国民健康保険税の徴収成績は、二十八年で七七%程度のようでありまして、しかし保険料時代の成績から考えますと、かなりよくなっているようでありまして、今後なお漸次よくなつていくのじゃないかと思ひます。課税限度額を引き上げるといふことも一つの考え方でありまして、国民健康保険事業を市町村単位でやっていくといふことについて反対の立場に立つ人が多くなつたりする傾きもありまして、現在のところ、厚生省との間で、この程度でなおやっていきたいといふことになつてゐるわけでありまして、しかし問題の一つではございますので、将来ともよく研究を続けて参りたいと思つております。

○北山委員 税法のこまかい点についてはまたあとでお伺いしますが、この際この五月、六月における地方団体の資金繰りについて自治庁ではどのような対策をとつておられるか、どういふふうな状況になつておるか。御承知のように六月は地方団体も期末手当その他において相当支出の金に苦しいときであります。ところが何しろこの年度末のいろいろな切りかえ等の関係があつて、非常にまた地方団体の手元が苦しいんじゃないか、こういうふうに考えますが、どういふふうな対策を立て、どういふふうな処置をとつておられるか、これについてお伺ひしたのであります。

○後藤政府委員 五月、六月の資金繰りにつきましては、五月の資金状況は非常に悪くて、私どもは四月ごろに計算いたしますと、大体府県で二百億、市町村で百億くらい、三百億近くなれば資金に困る、こういう推定をいたしました。特に従来から困つておりました団体はわかつておりましたので、個々にいろいろお話を申し上げたりお話を聞いたたりいたしまして、資金の操作また資金のあつせんをやつて参つたのであります。私どもが思つておりましたのは、五月はひどくなつたんじゃないか。ただ逆に支払い繰り延べ額は相当多くなつてゐるのじゃないかと思つておりました。手当を早くいたしましたので、三月の終りのようなひどいことは私どもなかつたんじゃないかと思つておりましたが、今申しましたように支払い繰り延べ、事業繰り越しの格好で資金の措置を延ばしておるものが相当あるやうであります。六月は、財政計画上から見ますと、暫定予算の関係で、やはり九十七、八億から百億くらい足りないといふ計算になります。ただ六月になりますと政府資金の状況が少しよくなつて参りまして、四月、五月は政府資金が大体百四、五十億でありましたが、それにさらに二十四、五億から三十億くらいふやして出してもらえるやうでありますので、五月に比べて六月はそうひどくないのであります。割合に楽ではないかと思つております。ただ六月は期末手当が出る月でありますので、その関係で多少苦しいところもあるやうであります。六月には交付税の四半期分が三百十九億でありますか、そのうち九十億が市町村で、あとは大部分が府県に出ております。それ

から義務教育の關係の負担金もやはり○・七五に當るものが出て参ります。そのほかいろいろのものが出て参りますので、六月だけを考えますと、資金繰りがそう苦しいはずはないと私どもは考へておりましたが、ただ先ほど申しましたように、六月はそう苦しくないのであります。五月からの支払い繰り延べ額が相当ありますところは、その支払い繰り延べを支払いたしますと、やはり給与の方に影響して参ると、こういう結果になつております。先日もお話ございました秋田のやうな例は、支払い繰り延べ額を相当払うといふ前提に立ちますと、今月の資金繰りが非常にむづかしくなつてくる、そのしわが給与に寄つていくといふ格好になるところがありはしないかと思つております。従つて給与を中心にしていくといふ考え方をすれば、私どもはそう困ることはないのじゃないかといふやうに考へておる次第であります。

○大矢委員長 今大臣が内閣委員会から定員法の問題で出席を要求されておられますから、長官に対する質疑の方を先にやつていただきたい。では鈴木君。

○鈴木(直)委員 大臣にちよつとお伺ひしたいのですが、この配付されました二十二回国会地方行政委員会関係法律案一覧表によりまして、法律案の名前の中に、地方債証券公庫法案というものが出ておりますが、もちろんまだ提出月日というところに記入はないのですが、これはこの国会に出されることとに大府府としてはきまつておるものですか、その点だけを聞きしたいと思ひます。

○川島國務大臣 地方債証券公庫法を作る必要性については、数年来各方面でいろいろ御議論がありまして、ことに今回地方財政再建促進特別措置法を提案して御審議を願つたのであります。が、この地方財政再建を円満に進行する上からいいますと、公債債といふものが円滑に消化されなければならぬのであります。私どもはこれとにらみ合せまして地方債証券公庫法といふものが必要だといふ考へで、国会開会の当初これをぜひ提案いたしたい、

こう考へておつたのであります。が、地方財政再建促進特別措置法を出した際に、大蔵當局と自治庁といふいろいろ折衝いたしまして、措置法の中に規定してあります約二百億の赤字をたな上げのうち、五十億は政府資金、百五十億は公債債となつておりましたが、百五十億につきましては、三十一年度においてなるべく政府資金に移す、こういう話が出来たいたしました。これははつきり促進特別措置法の中に明文としてつけ加えました。もちろん大蔵省の意見もありまして、来年の投融資計画をはつきり縛られるのは困るから、努力をするといふ意味の文句にしてもいい、たい、こういうことで、それは私は了承して、文句としては一応承知いたしましたけれども、大蔵大臣は、必要ならば国会へ出て、これは引き受けるのだといふことを言明してもいい、こういうことであります。従ひましてただいま御審議を願うとしておる地方財政の再建に関する公債債は大体消化ができてゐるのじゃないか、こう考へるのであります。そうしますと、とりあえず三十年度においてそれ以外に二百三十億の公債債を必要としたのであります。

が、これもなかなか困難な事情にありますが、大蔵大臣の話を聞きますと、最近地方の金融状況が非常によくなつておるのであります。政府でもつて努力してあつせんすれば、この二百三十億の公債債の消化は決して困難ではない、こういう意向であります。で、三十年度において公債すべき地方財政再建に関するものと一般のものと加えた三百八十億は大体消化し得る見込みが立ちましたので、三十年度としては証券公庫法が何でも必要だ、こうは私どもは考へておらぬのであります。が、三十一年度以降におきましては、こういうものが当然必要になるのではないかと思つておりました。この法案を提案するかしんないかにつきましては、今なお大蔵省といふいろいろ折衝をいたしております。従ひまして政府といたして今国会にこれを提案して御審議を願うやうになるかならぬかといふことは未定な段階にあります。

○鈴木(直)委員 今の問題については別の機会に詳しく意見を述べていろいろお伺ひしたいと思つておるのですが、ただ一点だけお伺ひしたいのです。本年は三百八十億の公債債は消化可能の見通しであるといふことでありますが、参考のためにお聞きしておきたいのですが、二十九年における二百億の公債債は現在どの程度に消化されておるか、どなたでもいいのですが、はつきりお答えをお願いしておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 五月の初めに調べました当座は、大体未消化分が百十億ばかりあつたやうであります。五月の終りに――大体普通では一時借り入れの形をとつて借りまして、それを五

月の終りにほんとうの公募債に引き直すわけでありませう。引き直すのは大体五月の二十日過ぎに話が始まるのが多いのでありまして、その結果の報告を私もまだまとめておりません。しかし毎年の例から参りまして二百億を——これも非常に苦しかったのでありますが、大体消化できたのではないかと。もし消化ができませんとワクを返すとか、いろいろな問題があるのではありませんが、案外私どもが予想したよりもワクを返して参りませんでしたので、公募債は割合消化できたのではないかと。ただそのうちある部分は六月に入りまして、なお交渉しておるものもございませうし、六月に入つて交渉の妥結するものもございませうので、完全に金額五月の終りまでに消化したとは私は思ひませんが、大体消化できたのではないかと考えている次第であります。

○北山委員 私も今の公募債の状況をお伺いしたかったのですが、ただいまのお話でありますと、二十九年度の分は消化できるような見込みでありますか。五月の初めころの消化状況というのは二百億の中で半分にも足りない、あと半分以上というものは未消化である、こういうふう聞いておりますが、そうではないのですか。

○後藤政府委員 先ほど申しましたように、五月の初めの調査では二百億のうち未消化分が僅か百十億くらいあったと思つております。その百十億の未消化分を五月の終りごろまでに片づけるわけでありませうが、今申しましたように、これは新しく公募をつけるのではなく借り入れをいたしておりますので、一時借入金を引き直すものが大部

分でありませうので、その前借り分のいろいろの利子の交渉その他で話し合ひがつかなかつたものが相当ございませう。しかし公募の返還の状況を毎年見しておりますが、本年は私どもが予想したほど多くの返還をして参らぬのであります。ある程度自信があるからではないかと。私どもは思つております。そういう状況から見まして昨年も本年も苦しいことは苦しいのであります。が、その未消化分は返還はないのではないかと。いうふうには、私どもは推定いたしておる次第でございませう。

○北山委員 その二百億の中で縁故による分がほとんど三分の二くらいは未消化であると聞いています。ところが、どうもわれわれの聞いていますところでは財政部長のお話とは相反するのです。たとえば返還の分がないといひましたし、これはやはり最後のどん詰まりのところまで交渉するというふうな気持でワクは簡単には返還しない事情なではないかと思つたのですが、ワクを返してきたのはどれくらいあるか、それからまたもう六月になつておりますから、出納閉鎖も過ぎています。それが今になつて二十九年度分の公募債を折衝しているというものは、まことにおかしいのであります。大体いつごろになつて締め切るものでありますか。お伺いしたいと思ひます。

○後藤政府委員 返還したワクの数字は今手元を持っておりますから、あとからお知らせしたいと思ひます。が、これは政府資金の分も返還があるわけでありまして、公募と政府資金と、いろいろな事情で工事をやれない——これは資金がないからやれないというのと、もう一つはいろいろその

団体の事情からやれない、こういう二つのものがございませう。従つてこういうものを合せてその団体のものをさらに再配分をいたしたのであります。その額はあとからお知らせしたいと思ひます。

それから三分の二くらい五月の初めに未消化分があつたといふのはその通りであります。消化分の中で約五十億は指定公募の分でありまして、あとの残りの五十億がやはりほんとうの公募の分であります。

○北山委員 公募債の消化については短期融資についてもさうであります。日本銀行は地方銀行に対してなるべく地方公共団体に対する借入れの申し込みに応じないといふような内面指導をしているように聞かれましたが、自治庁はその辺の事情を御承知になっておりませんか。

○後藤政府委員 お話のようなわざを聞くのであります。正面から参りますと、そういうことは別に言つていないといふのであります。個々具体の問題として地方団体において聞かすという指導を行なつていふという話は聞いております。

○北山委員 そうしますと、政府の方では一生懸命になつて公募債を引き受けさせようとして努力しても、金融の大本山の日本銀行の方では別な方向で引き受けられないといふふうな逆の指導をしているのでは、結局政府全体としての地方団体に対する起債、地方財政に対するやり方が統一をしておらないと思つたのですが、こんなことを黙つてそのまゝはつたらかしておいていいのですか。

○後藤政府委員 おっしゃることと同じようなことを、われわれは日本銀行の方や地方銀行の協会の方々にも申し上げておるのであります。ただ昨年と違つて本年の問題は少し状況が違つておりまして、本年度少し地方資金の関係を多く引き受けられ、その関係は再建整備に引き当てていくんだ、従つてこの際資金を地方団体にあまり出すと、それが公募債の形になつて長く民間資金に影響する格好になるから引き受けられないようにしろといふ言葉でもつて、抑制の形がとられていふといふことを聞いておつたのであります。従つて先ほど大臣からおつしやいました百五十億を政府に直すといふことは、やはり一つの問題でありまして、そういう格好にしなければ再建整備もうまく参りませうし、一般公募の方にも圧迫がくる、かように考えまして大蔵省と折衝いたしまして、一般公募の方に影響のないようにしたいといふことかと。先ほどおつしやいましたようなこととにいたしたのであります。

○北山委員 これは自治庁にお伺いしてもあるいは無理かもしれませんが、郵便貯金あるいは無利あるいは郵便年金といふようなものの資金がだんだん産業資金の方へ回つていく金が多くなつていく傾向じゃないか。そうして地方債の方はだんだん引き締められていくといふような、政府資金についてそういうふうな傾向があるのじゃないかと思つたのです。ところが、たとえば開発銀行であるとか輸出入銀行であるとかそういう方、あるいは金融債、そういうふうな回つていく金は基幹産業の方には、極端な場合は四分だとかあるいは六分五厘だとか、普通の金利よりも安い金利で運用されておる。その

金融機関を通じてそういうふうな安い金利で出されておる。ところが地方団体に對してはもっと高い金利でもまだ足らないで、そのワクを狭くして、公募債をふやして、八分五厘とか九分とか、そういうふうな高い地方の金融機関からの金を使わなければならぬようなところへ追い込まれておる。こういう行き方は自治庁としては一体いいと思つておるかどうですか、どういふお考えをお聞きしたい。

○後藤政府委員 私どももいたしましても、資金のうちで公募分の率がだんだん高くなつて参つておりますので、こういう状況では従来の公募の方式でもつてやりましては引き受けが非常にむづかしい、消化が非常にむづかしい、こういう結果になります。われわれとしては政府資金の量を多くしない限りは、やはり公庫のようなものを必要とするのではないかと。公庫がいやだつたら政府資金を多くしてもらいた、こういう主張は従来続けて参つております。おつしやる通り私どもも同じに考えて、政府資金の量を多く出しますように折衝をいたしておる次第であります。

○北山委員 あと一つだけお聞きしておきます。地方の財政は非常に苦しくて、今までの赤字分というものは、おそらく地方の金融機関からの短期の借り入れでもつてころがしておるといふような実情であらうと思ひます。そこで地方財政の中で一時借り入れに對する利子というものが、非常に大きな負担になつてきておるのではないかと。ある果によつては一億円以上の一時借入金の利子を払つておるといふような果もあると聞いておりますが、その金融と

いうものは昭和二十九年年度において大
体どの程度になっておるか、これを最
後にお伺いしておきます。

○後藤政府委員 一時借入金の子
は、二十九年年度はまだはっきりわか
りませんが、二十八年度決算の状況から
推定いたしますと、大体四十数億では
ないか、こういうふうと考えておりま
す。

○鈴木(直)委員 今の問題に関連し
て、昭和三十年度地方債許可方針、こ
れは五月十日に決定したと書いてある
が、この昭和三十年度地方債計画のこ
とですが、その一般会計分の再建整備
債等として百十億、これはどういうも
のですか。

○後藤政府委員 再建整備債のうち政
府資金分が五十億ございます。この五
十億とそれから……。

○鈴木(直)委員 六十億ですか。
○後藤政府委員 六十億というのは退
職金を起債の対象にいたしますので、
その関係で六十億のワケをとっており
ます。それを合せましたのが百十億で
あります。

○鈴木(直)委員 再建整備債関係で退
職金引き当りの公債は三十億じゃない
ですか。そうして一般の行政整理の引
き当りとして三十億、合計六十億に
なっているのじゃないかと思うのです
が、再建整備債に六十億とっておりま
すか。

○後藤政府委員 そこに再建整備債等
と書いてあります「等」の中は、一般会
計分としては三十億、つまり再建関係
には三十億使います。それ以外に、再
建関係に三十億に三十億くらい予定
しておりますので、そこに「等」という
文字を入れたわけでありま。

○鈴木(直)委員 わかりました。次
に、公債債総計二百三十億というふう
になっておりますが、これには再建整
備の関係が書いてないというところであ
りますが、政府資金は再建整備等とい
うことで、この計画に入っておりますが、
公債債の方の百五十億はどうしてこの
地方債計画の中に入れないのか。もち
ろん赤字地方団体の財政再建促進に必
要な起債については、別に定める。こ
ういうふうな前提に書いてあるから、
この百二十四億の中には再建整備に
必要な公債は入っていないように思
われるが、しかし今聞きました再建整
備債等という三十年度の政府資金分
については百十億入っている。こういう
ふうなことで、この点において非常に
はつきりしない点があるのですが、千
百二十四億の地方債計画の中に、さ
らに百五十億の公債債がこのほかに隠
れておるといふようなことになるのだ
と思うのですが、なぜ公債債だけを隠
しておいて、政府資金はこの中に入れ
てあるのか、その関係について説明を
お聞きしたいと思うのです。

○後藤政府委員 お答えいたします。
百五十億の公債分は、これは新たに
資金が必要なものではなくて、現在一時
借り入れをいたしておりますものを公
募債に引き直すのであります。従って
新しく資金を要するものではないとい
う考え方で、国の投融資計画におきま
してもやはりワケ外にしてあります。

従ってわれわれもこのワケの中に入れ
ますことはそういう意味ではおかし
い、こういうので備考のところに書い
てございまして、中の方には入れてお
りません。従って千一百二十四億の中

には入っておりませんので、ワケ外に
なっております。

○鈴木(直)委員 そのほかのはまた他
の委員が御質疑を終つてからお願ひし
ます。

○門司委員 きょうはごく簡単に聞い
ておきたいと思いますが、地方税の政
府のものの考え方を先に聞いておきた
いと思う。大臣の説明によると、こと
しは地方税については大幅の改正をし
ないつもりだ、こういう説明がなされ
ております。二十九年年度にやつたから
ことしはやらないのだ、こういうこと
が書いてありまして、大臣の説明の中
にはなほいろいろ書いてあるようであ
りますが、現実の地方税をずっと見て
みますと、先ほどから北山君との間に
質疑応答がありました。五十一億ば
一番不可解に感じるのは、五十一億ば
かり増税になるうとする固定資産税の
土地に対する評価の問題であります。

これは今北山君との話の間に何か資料
を出すというお話でございしたか
ら、いづれ資料が出てからだと思いま
すが、土地の価格が上つたという一つ
の目安になる考え方の中に、私は非常
に大きな誤りがあるのではないかと
考える。土地の価格が上つたというこ
とと、農村の土地の収益というものは
違ふのでありまして、収益がほんとう
にここに掲げられておりますように約
三割近く上つておるかどうかというこ
とについては、これは非常に大きな問
題だと思ふ。従つて一つ自治庁は、非
常に迷惑ではございまいしょうが、大
体全国の平均でもよろしゅうございま
すし、それからわかれれば各府県別でけ
っこうですが、土地に対する、政府の言
う約二割八分ないし三割、これは場所

によつては、山林、畑、それから普通
の田と、同時に都会の土地、これは住
宅であります。おのおの違ふのであ
ります。この査定の価格の上げ方が違
うのであります。これがもしわかっ
たら、これ一つ出してもらいたいの
と思いますが、わかりませんか。これは平
均して二割八分とか三割と書いてあり
ますが、実は各地方々々ではかなりこ
れで問題を起しておるわけでありま
す。今申し上げました畑は大体どのく
らい上げて、山林はどの地方では
どのくらい上げて、たんぼはどう
なつておる、宅地はどうなつておる
というふうなことがわかりませんか。わ
かつたら一つお示し願ひたいと思いま
す。

○奥野政府委員 三十年一月一日現在
で評価をするものでありますので、ま
だ三十年の結果についての報告は参
っていないわけでありまして。もう少しお
くれると思ひます。ただ自治庁が示し
ております関係別平均価格でござ
いますと、これはお示しできると思ひ
ます。

○門司委員 私は押し問答をするわけ
じゃありませんが、一月一日にきめ
て、大体二月中に縦覧期間は終つてお
るわけですね。だからこれは三月に確定
して、これに基づいてやつた地方の処
置について、いろいろの問題を聞くか
ら、私はどういふふうな処置が全国的
にとられておるかというのを聞きた
いだけで、まだわからないというの
はおかしいと思ひます。

○奥野政府委員 一月一日現在で評価
をいたしました。縦覧期間は三月であ
ります。それから審査の請求等がござ
います。固まらないうちに、市町村のものを県で集計
いたしまして、さらに自治庁へ報告が
参るのであります。通常そういう
期間に相当の間を要しております。一、
二の県についてあるいは調査を依頼し
てみてよろしいんじゃないかとい
う感じは持っております。

○門司委員 私の質問が悪かつたと思
ひますが、そういう確定申告その他で
やがましいことを言うのでなくして、
たとえば横浜の例を言いますと、横
浜では大体の推定から見れば、役所でき
めたのは宅地については二割七分くら
いしかけておらない。山林は四割八
分という役所の基準です。これに基づ
て今後公示したものに對するあとの修
正、こういうことが各府県、各市町村
で行われておると思う。それが大体ど
のくらいの程度で行われておるか。あ
とは個人との対照でありまして、全
体の対照とは言えぬのであります。役所
が一応政府の指示に基づいてとつた処
置、これがわかれば早く知らせ
ていただきたいと思います。

○奥野政府委員 市町村につきまして
は概要調査という報告書類で、自治
庁へ報告するようになっておまして、
それがたしか十月末じやなかつたかと
思つております。五大市とかいふふう
に限られたところの御注文であります
と、それそれのところに問い合せま
して、資料をいつでもなるべく早く集め
たいと考えております。全体の資料は

をいたしまして、縦覧期間は三月であ
ります。それから審査の請求等がござ
います。固まらないうちに、市町村のものを県で集計
いたしまして、さらに自治庁へ報告が
参るのであります。通常そういう
期間に相当の間を要しております。一、
二の県についてあるいは調査を依頼し
てみてよろしいんじゃないかとい
う感じは持っております。

今申し上げましたような関係で、ちょっと無理かと思うのであります。

○門司委員 これは変なことでは、押し問答するようでは、その考え方はおかしいと思うのです。確定したものを、さらにそういうものがどうかというところについては、あるいはあなたに言うような意味になるかもしれないが、一応確定される前に公示したときの目安というものはあるはずなんです。なければ問題は起らぬのであります。私が今申し上げました横浜は、大体そういう形で出しておる。あるいは隣の川崎がどういう形で出しておるか分かりませんが、そういうものの全国の平均が一応わかるならばお知らせ願いたい。今確定したことを知らせる、税額がどれだけだと文句を言っておるのじゃない。これがわかりませんと、実際上の今議論になっておりました収益と税金との関係がわからなくなってくる。これを一応調べたいと思つておるわけですが、それがわかっていないはずだと思ふ。もしわかっていないければ問合せてもらつたら、大体指示した価格がありますから、すぐわかると思ふ。

○奥野政府委員 御注文もございまして、照会することにはいたしてみたいと思ひます。ただその集計が非常におくれるということ、私たがたびお断わりをいたしておるわけでありまして、でありますから、ごくわずかな団体でありましたならば、電話でもこちらで直接聞けばよろしいのであります。市町村でありますれば、府県を通じて行いますから、非常におくれるということ、土地によりましては固定資

の市町村でもお知らせいただければ早くやりたいと思ひます。

○北山委員 閣下して、門司さんのたゞいまのことなんです、各府県に対する指示した標準というものは、平均価格の標準というやつは自治庁で当然わかつておるわけなんです。それから末端の市町村なんかには聞かなくていいやうなところがあるから、府県に對して示した基準は、当然自治庁としてはわかつておるから当然出せると思ふのですが、それはすぐ出せるかどうか、出してもらいたいと思ふのです。

それからもう一つは、去年もこの問題が出たんですが、小作料との関係です。農地の固定資産税、場所によると、今度は三万五千円ということになると、五百円以上というのがほとんど出てくると思ふ。あるいは六百円以上というのが出てくると思ふ。そうすると法定小作料よりも固定資産税が上回るといふことになるのですが、そういうことはもう当りまえのこととして法定小作料は引き上げになるということをお前提にして、この価格は指示されておるのかどうか、また小作料はまだ変わつておるのかどうか、そういう点についてはどうお考えですか。

○奥野政府委員 北山さんからもおっしゃつたのでありますが、門司さんのお尋ねになつておるの、県から市町村に示した額、それは早急に調べます。私はまた市町村が評価した額だと思つて、思い違ひをしておりました。大へん失礼をいたしました。

産税の額の方が小作料より上回る、こゝういふふうな事例も起つて参つております。そういう場合につきましては、やはり小作料の統制額の限度まで軽減するようにというふうな指導をして参つておるわけでありまして、評価に當りましては小作料が引き上げられるというところを予定してやつておるわけではございせんけれども、現在の小作料の統制額には、私たちがとしては矛盾があるのではないだろうかという感じが持つておるわけでありまして、ただ固定資産税の課税標準は財産価格といひましようか、そういうふうなものをとつておりますので、自然小作料に付しおるべきもので、統制料金との間に矛盾が起つてくるのではないだろうか、こゝういふように考えております。

○北山委員 これは去年の国会でも押し問答したのですが、私は去年田においては平均二万八千円ということに引き上げた場合に、これは当然小作料の引き上げの口実を与えるものである、こゝういふことを申したところが、そんなことはないと奥野さんは言われた。ところが現実には固定資産税も上つたのであるから、だから小作料は上げてもらいたいといふことをちゃんとして、おそれる第一番の理由にして今運動をしておるはずなんです。その事実についてはあなたはどういうふうにお考えですか。

○奥野政府委員 小作料の統制額は米価も引き上げられてきたので、ぜひ改定してもらいたいというふうな動きが、北山さん仰せのように強く起つてきておると思ひます。固定資産税の問題も、やはりそういう場合には一つの矛盾となつて見えて参りますことは事実でありますし、小作料統制額というやうなものに對して拍車をかけるということも、否定できない事実だらうと思ひます。

○門司委員 この際資料を頼んでおきたいと思ひますことは、法定外独立税の現況ですが、これをおわかりでしたら至急に出示してもらいたいと思ひます。

それからこの場合もう一つ聞いておきたいと思ひますことは、大臣の方針が大幅にいじらないという方針のようでありまして、事務当局の意見を聞いてもどうかと思ひますが、この中にありますたとえば自動車荷車税のやうなものでもありますが、これは総額においても三十七億くらいでありますし、これから受ける影響はかなり大きな影響を持つておると思いますが、おそれるこゝう税金は時代がこゝういう時代になつたのだから、当然これはやめていい税金だと思つておると思いますが、こゝういふことをどう考えておりますか。

○奥野政府委員 固定資産税の現況につきましましては、資料として今出すやうにいたしておると思いますが、二、三日のうちに出版すると思ひます。

それから自動車荷車税の問題につきましましては、四十億圓くらいの額に上つておると思いますので、かりにこれをやめるにいたしましたとしても、その穴埋めの大きな問題もございまして、現状においてはこのやうな税を市町村税として設けておくのもやむを得ないのじゃないかというふうな思つておると思います。もちろん財政状況が許せば振りかえていく場合の優先的なものではなからうかというやうな感じは持つております。

○門司委員 私がこゝういふことを聞きますのは、税の体系の上からいつておかしいのですよ。先ほど北山君からも言われておりました例の健康保険の税金ですが、これなども何とも三万円に引き下げたことを――昔は料金でとつておつたときは五万円だったと私は思ふ。それを税金に直すときに下げた。こゝういふふうな考へていくと、ことに健康保険の料金が税金に変わったときのいきさつ等から考へると、地方税に對しては当然こゝういふ含みがあつてもいいのではないかと。要するに一般の足にかかり肩にかかるものに対しては税金は比較的かけないで、割り切つたもの考へ方ではなくして、やはり資産を持つてゐる方によい税金がかかつていくという形が望ましいのではないかと。地方税である限りにおいてはこゝういふものが多少考慮されるべきではないかと考へるのです。

それから市町村民税の中の資産税を廃止しては、これは昭和二十四年まであつたはずですが、昭和二十五年度のシャウプの税制改革のときに資産税は廃止されなければならぬといふことで廃止されておる。これも地方の住民の納税の觀念からいけば、市町村民税の中に資産税を入れるといふことは、私は考へられると思ふ、あつてもいいと考へておる。こゝういふ点について自治庁はどういうふうにお考へになつておられますか。

○奥野政府委員 市町村民税については資産税的な考へを入れた方がいいのではないかとこゝういふことは、市町村の当局の中でも、こゝういふ意見を言う人たちがかなり多いやうであります。市町村の住民の感情からいへば、やはりそれが一つの氣持ではないかと思ひま

す。しかし他面また固定資産の評価を通じて見て参りますと、従来は相当な田等を所有して楽に暮らしておつた。自然また家屋等も大きなものを所有して、これが大きく評価されてくるものだから、固定資産税の負担にたえないというふうなことで困つておられる向きも多いのでありまして、両方の形が意見として出て参つてきているのではないだろうかと思つております。やはり市町村々々によりまして状況がかなり違つていのではないだろうか、一律的にはいえないのではないだろうかと思つておられるわけでありまして、できることなら所得を中心にして、市町村民税を将来も課税していただく方が、全体の姿としてはむしろ望ましいのではないだろうかと思つております。門司さんのような意見を言う人が、市町村長の中にもかなりおりますことは事実でございます。

○門司委員 問題は、この税金の性格からいっても、応益税である限りにおいては、当然そういうことを認めるべきである。そしてこういう三十七億ぐらいは落とせば落とせると思う。税制改革の前の話をすると非常に古いようですが、税制改革の前は、資産割が住民税の大体一三%ぐらい占めておつたはずで、その数字からはじいてくると、こんなものは大して問題にならぬと思う。だから国民感情からいって、住民税の性格からいって、こういうものに多少の税金を賦課するといふことは、さつき申し上げましたような大衆の足であり肩であると思われようなものは、もうぼつぼつ税金をばずしていくことが、税の体系の上においては姿がいいのではないかと考える。これはそういう意思がなければ、今ここで押し問答をしてもしょうがないと思いますが、一応考えておいてもいいと思ひます。

それから、この問題は非常にこまかい問題であります。税の収入見積り額の中にある娯楽施設利用税の中に同じように書いてあるが、パチンコが非常に減つてきます。これは新しい連発式をやめるといふことになりまして、おそらく十分の一ぐらいになりやしないかと思ふ。非常に過大見積りをしているのではないかと考えるが、その辺は間違ひありませんか。

○奥野政府委員 娯楽施設利用税の中でパチンコ関係の占めております税額が十八億圓に上つております。大部分がパチンコの関係であります。連発式が禁止されましたので、パチンコに對します娯楽施設利用税の税率を引き下げてもいいというふうな意見が、パチンコ関係の業界から強く出て参つております。しかし私たちは、パチンコに使われております消費金額から見ました場合に、現在の月額平均百五十圓というものは高くはない、むしろ低いくらいじゃないか、こういう感じを持つておられるわけでありまして、かりに連発式が禁止になりましたら、この程度の娯楽施設利用税はぜひ負担してもらいたい、また負担してもらへるのではないかと、かように思つております。

○門司委員 私は何も税金を安くしろと言つてゐるのではない。税金が高いとか安いとかいう議論をしてゐるのではない。総体が減るから課税対象がなくなりやしないかというのを聞いてゐる。

○奥野政府委員 現在百万七千台というものを予定しております。多少今お話になっておりますような傾向が出て参りましたが、逆にまたスマートフォンというふうなものが出て参つたりしておりますので、全体としてはさう大きく異動することはないだろうというふうに現在見ております。

○門司委員 性格上の問題を一つ聞いておきたいと思ひますが、地方税については、将来これを改正するといひますか、もう少し整理する必要があるのではないかと、もう少しいろいろに私には考えられますが、それは今日の税制の中で非常に困つております税金は、直接国税と関係を持つ府県民税の中の事業税であります。事業税はたびたび申し上げることでよくおわかりだと思ひますが、純益課税では大した問題にならぬと思ひますが、依然としてやはり外形標準でとつておる。その外形標準のとり方等についていろいろ問題はあつたと思ひますが、この税金は当局はどうして、も外形標準でなければとれませんか、どうなんですか。純益課税になれば大した問題はないと思ふのですが、これを今去年の所得額から算定したとり方をしておるのですから、非常に無理があると思ふ。これはどうしても純益課税にならないのですか。

○奥野政府委員 現在収入金額を課税標準としておりますものには二つの種類があると思つております。一つは生命保険事業のように、その組織自体が相互組織をとつております関係上、利益がありまして場合には、それぞれ契約者に配当していく、言いかえれば、益金を繰戻していくというやうな形をとつておるものであります。もう一つは電気供給事業等に見られますやうに、国が料金統制を行なつてゐるものであります。この二つでありまして、生命保険事業のようなものにつきまして、純益課税をし、法人事業税の課税標準を使つていきます限り、ほとんど事業税を納付しないということになつてしまふので、やはり収入金額課税を採用した方がいいのではないかと考えております。もう一つの国が料金統制を、行なつておりますものにつきましてはやはり事業の規模から考えて、事業税として相当と思はれるものを納めてもらおうと思ひます。ならば、料金をきめる場合にそれだけのものを繰り込んでもらわなければならぬ、繰り込んでもらつたものを地方に支払つてもらおうと思ひます。やはり収入金額課税によらざるを得ないと思ひます。そういふやうな二つの考え方から外形標準課税を採用したと考へておるわけでありまして、事業税の課税標準を何に求めるかというところは非常にむづかしい問題でありますけれども、純益に求めるよりも、売上金額とか、付加価値額とか、あるいは従業者数とかいう形に求めた方が、事業税の性格からいってむしろ望ましいのではないかと、こういう感じを持つております。しかし課税事務の簡素化の問題その他の問題もございまして、多くのものにつきましては、法人税や所得税にそのまま乗つたといふ方式を採用して参つております。○門司委員 これは税の性格論になりますから、議論してもなかなか尽きないと思ひますが、一方において所得税が御承知のやうな形でとられており

ます。片一方の事業税がちょうど今は所得税の付加税のやうな形になつておる、そういういたしますと、この事業税という一つの税の性格あるいは性質からいって、ことに個人事業税の場合には、昔の營業税的な觀念からくる税金であれば、私はそれでいいと思ふ。これは今の所得税の付加税のやうな觀念でいいと思ふ。しかし事業税のやうな形になつてきておるに限りにおいては、やはり事業の主体というものが、生活の主体であることに間違ひはないのでありますから、従つてこれを純益課税に直していくという方が私は正しいと思ひます。ただ税がとりにくいから、とりいからというのではない、むしろ、当局のお考えがもしおありとすれば一つ聞かしておいていただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 御指摘になりましたやうに、昔の營業税はどちらかといひますと所得税の補完税であり、資産所得重課の思想を持つておつたと思ふのであります。現在の事業税は事業という収益源に着目しながら、事業をやつていく以上は、府県のいろいろな施設に要する経費も負担してもらつて、しかしそれはだれが負担するかというところ、結局顧客ないしは事業主が負担するといふことになつてくると思ふのであります。さらに言いかえればもうけのうちから払われるべき税金であるか、経費のうちから払われるべき税金であるかというのを考へるべき税金であるか、経費のうちから払われるべき税金であるか、と考へられるのであります。府県が道路を設けたり衛生施設を設けたりして、事業の発展に協力していくのであるから、事業を行ふ者はこれらの経費

を府県に対して負担すべきである。言いかねればこれらの負担は事業遂行上の経費として、経費のうちから払うべき性質のものだろうと思うのであります。そうしますと結局顧客に転嫁されていくことになるのであります。よから、売上金額とか付加価値額でありますとか、そういうものに課税標準を求めた方が、府県の独立税としての事業税の課税形式として考える場合にはむしろ適当ではなからうか、こういう考えを持つておるのであります。所得税の補完税であります、むしろ純益を課税標準にした方が理論に合うわけでありまして、昔はそうしておったと思うのであります。現状においてはやはりそれぞれの事業にマッチした課税標準を採用していくということにならざるを得ない。しかしその結果付加価値税ということになって参りますと、全面的に課税方針が変わりまして、いろいろ問題もございしますので、一応現状のようなやり方をしている、かように考えているわけでありまして、

○門司委員 一応もつともらしい議論のように聞えますけれども、問題は、税が本質的に流通税の性格を持つて持たぬかということ、業者にとりましては非常に大きな問題でありまして、この税金は流通税的な性格は絶対持たせられない、持たしたらどうにもなりません。持たせれば持たせるほど税金が高くなると私は思う。やはりこの税金は少くともさっきのような営業税としてのものと考え方からくる税金である。いわゆる流通税の考え方からくる一つの税金である、あるいは応益的なものと考え方からくる一つの税金であるというように考えれば

別であります。私はこの税金はそう考えられないと思う。この税金は純益の中から支払う以外に方法のない税金であると考え。従って純益課税の方で、ことに個人所得者等については税金を納めるに非常に納得もいくし、納めよくなる。今のようにはつきりしない、どうしてこの税金を納めるのかというこの迷いは私はなくなると思つた。だからお聞きをしておるのであります。だからお聞きをしておるのであります。私は、私はなかなか納得はしきれない。流通税の性格などというものがこの税金に加味されてよいとは考えません。またそういうことは考えられない。それはそれでいつまで議論をしても尽きないと思つたので議論はいたしません。私どもの考え方としては、やはり当然純益課税とするべきだという考え方を持っております。

それからもう一つ聞いておきたいと思つたことは、税総体のにらみ合せの関係であります。国税がだんだん安くなつて地方税がだんだんふえてくる、これは一つの大きな流れです。これについて当局はどういうふうにお考えになるのか、これは世間全部の一つのものの考え方でありまして、今度も多少所得税は安くなりますが、地方税はだんだん上る、そうして地方は赤字を持つてくる。この国税と地方税の相互関係を自治庁当局としてはどういふふうにお考えになりますか。もしお考えがあるならお聞かせを願いたいと思つた。

○奥野政府委員 現在地方税の総額は三千六百億円弱でございますので、地方歳出規模から考えました場合には四割に達していないわけでありまして。府

県あるいは市町村の行政をどのような方向に進めていくかという考え方が基調にならなければならぬわけでありまして、現在地方自治法が予定しておりますような組織を基礎に考へました場合には、やはり地方税収入というものを基盤にして、府県や町村が財政を運用していくように持つていくべきではないか、そういう場合にはもつと税収入を財源とする割合がふえた方が望ましいのではないだろうか、かような考え方が立つておるのであります。国の財政のことにつきましては、われわれと申す上上げるのは差し控えた方がいいと思つたのでありますけれども、従来超均衡財政方式をとつておつたのが、多少緩和されつつあるのではないだろうか、こういうふうには見ておるわけなのであります。そういう点から考えますと、今門司さんが指摘されましたような傾向をたどることが、今の両方の立場から考えた場合には、むしろ望ましいのではないだろうか、こういうふうにお考えをしております。もちろん地方税を負担するような人の負担が特に重くなる、とかいふことは望ましいことではございませぬけれども、国税、地方税を通じて、国民の租税負担というものの均衡が得られておりますならば、その総額の配分を地方にもつと多く持つてくるか、国にもつと多く持つてくるか、国にもつと多く持つてくるか、というところになりますと、地方にもつと多く持つてくるようになる税制を考えていった方がいいのではないかと、かような考え方をいたしておるわけでありまして。

○門司委員 一応話はわかりませんが、奥野君に聞いたつて少し無理かと思つたが、私は一応そういうことになる

ことも自然の成り行きだと思つたし、またそうすることがあるいはいかもしれない、日本の現状はそれをただちに受け入れるような形を示しておりません。もし奥野君の話のようであるとすれば、地方財政の根本的な立て直しをして、そうして少くとも補助金に手をつけなければならぬので、国税に三千億円のものが一応取り上げられて、補助金として地方に流れるというふうな仕組みをやめなければならぬと思つた。そうして地方の財政は国のひもつきのものではなくして、地方が独自の財源を持つてやつていくという方針が立つたならば、今の奥野君のお話のようないふことだと思つた。しかしこの関係はつきりしない、依然として中央に税金として取り上げられたものが地方に流れてくる。ことに租税体系だけでは今お話のようになつておられますが、中央に持つておられます租税体系の中には、御存じのように酒の税金というふうなもの、ほとんど専売益金にひといと考へます。そのほか専売益金を持つておる。こういう皆さんの財政収入を、国民全体が納めると考えられる単なる租税のほかに、そういう大きなものを二つ持つておる。これらについてやや地方に還付する制度ができて参りましたが、もし奥野君の言われたようなことが将来あるとするならば、現在の段階においては少くともそういう専売益金、あるいは酒の税金というふうなものについても、もう少し地方に大幅に委譲するといふことが、まず先行われることが正しい行き方ではないかというように考へる。この点に

ついでのお考えを一つ聞いておきたいと思つた。

○奥野政府委員 お考えのようないふことが基礎になりまして、昨年地方税にたばこの消費税を設け、さらに地方交付税を酒税の一定割合とするといふふうなことに参つたわけでありまして。ただ門司さんの御指摘になつております酒の問題は、酒の消費税といふようなものは地方税としても設けるべきではないか、こういうお氣持もおありなかに思つた。それにつきましては、現在の酒は製造地で課税しておる関係上、かなり片寄つて参りますので、それではおもしろくございませぬし、また消費地で課税することになつて参ります、なかなか補償が困難であつたりいたしますので、むしろ地方交付税の財源にした方がいいのではないかというふうな考え方をとおしておるわけでありまして。将来とも財源を増額いたします場合に、こういうものについて、さらに多くのものを望めるように努力をしたいという希望は持つておるわけでありまして。

○鈴木(直)委員 ちよつとお聞きしておきたいのですが、二十九年年度の赤字、これははつきりしておられますか。

○後藤政府委員 二十九年年度の赤字は、私まだはつきりしたことはわかつておりません。いつか申し上げましたように大体百億から百五十億の間の数字が出てくるのではないかと存じます、はつきりした数字はまだつかんでおりません。

○鈴木(直)委員 府県の中で二十九年度に赤字の出ない府県は幾つくらいになる見込みですか。

○後藤政府委員 大体七府県は赤字が出ないと思います。

○鈴木(直)委員 二十八年年度でも七県でしたが、二十九年年度は二つの府県しか残らぬということを、この委員会でも聞いたような気がするのであります。が、それは間違ひであったのですか。

○後藤政府委員　二府県とお答え申し上げますが、大体二十八年度に赤字が出なかつたものは大部分赤字が出ておりません。

○鈴木(直)委員　もう一つ大臣にお伺いしたいのですが、再建整備促進法は、二十九年度の赤字を解消するためには、二十九年度の赤字の調査と統計を至急に作っておいていただかないと、二十八年度の赤字の処理でなく、二十九年度の赤字の処理の問題でありますから、その二十九年の統計が少しもできておらないということでは、どうも審議が進めかねると思います。二十九年度の赤字の関係をはっきり答弁できるように至急調査しておいていただきたいと思ひます。それに対するお考えをお聞きしておきたい。

○川島國務大臣　府県は大体早い機会にわかるそうですが、市町村の方は数が多いので、わかりにくいのであります。推定ならば大体わかるようであります。

ますが、そういう意味で至急調べて一つ資料を提出いたしたいと思います。

○大矢委員長　それではこの程度にいたしまして、次会は公報をもってお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

昭和三十年六月九日印刷

昭和三十年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局